														美濃関ジャンクション	268.519	648.149	1,111.112	1,750	2,222.223	2,861.112	3,574.075	4,027.778	4,231.482	5,453.704	5,898.149	6,333.334	6,425.926
													富加関	657.408	925.926	1,296.297	1,768.519	2,407.408	2,879.63	3,518.519	4,092.593	4,500	4,703.704	5,935.186	6,370.371	6,805.556	6,898.149
												美濃加茂	592.593	1,240.741	1,518.519	1,888.889	2,351.852	2,990.741	3,472.223	4,000	4,518.519	4,925.926	5,129.63	6,361.112	6,796.297	7,231.482	7,324.075
											可児御嵩	879.63	1,472.223	2,120.371	2,398.149	2,768.519	3,231.482	3,833.334	4,175.926	4,638.889	5,157.408	5,555.556	5,768.519	6,990.741	7,435.186	7,870.371	7,962.963
										五斗蒔スマート	824.075	1,703.704	2,287.038	2,944.445	3,212.963	3,592.593	3,972.223	4,425.926	4,777.778	5,231.482	5,750	6,157.408	6,361.112	7,592.593	8,027.778	8,462.963	8,555.556
									土岐ジャンクション	157.408	981.482	1,861.112	2,453.704	3,101.852	3,379.63	3,750	4,083.334	4,546.297	4,888.889	5,351.852	5,861.112	6,268.519	6,481.482	7,703.704	8,148.149	8,574.075	8,675.926
								土岐南多治見	268.519	425.926	1,250	2,129.63	2,722.223	3,379.63	3,648.149	3,944.445	4,277.778	4,740.741	5,083.334	5,546.297	6,064.815	6,462.963	6,675.926	7,898.149	8,342.593	8,777.778	8,870.371
							せと品野	1,018.519	1,287.038	1,453.704	2,268.519	3,148.149	3,740.741	4,212.963	4,407.408	4,675.926	5,018.519	5,481.482	5,824.075	6,287.038	6,796.297	7,203.704	7,416.667	8,638.889	9,074.075	9,509.26	9,601.852
						せと赤津	259.26	1,277.778	1,555.556	1,712.963	2,537.038	3,416.667	3,925.926	4,407.408	4,601.852	4,870.371	5,203.704	5,666.667	6,009.26	6,472.223	6,990.741	7,388.889	7,601.852	8,824.075	9,268.519	9,703.704	9,796.297
					豊田藤岡	731.482	990.741	2,009.26	2,277.778	2,444.445	3,259.26	4,027.778	4,453.704	4,935.186	5,129.63	5,398.149	5,731.482	6,194.445	6,537.038	7,000	7,518.519	7,916.667	8,129.63	9,351.852	9,796.297	10,231.482	10,324.075
				豊田勘八	537.038	1,259.26	1,527.778	2,546.297	2,814.815	2,972.223	3,777.778	4,416.667	4,842.593	5,314.815	5,509.26	5,787.038	6,120.371	6,583.334	6,925.926	7,388.889	7,898.149	8,305.556	8,518.519	9,740.741	10,175.926	10,611.112	10,703.704
			鞍ケ池スマート	314.815	851.852	1,583.334	1,842.593	2,861.112	3,129.63	3,287.038	4,009.26	4,648.149	5,074.075	5,546.297	5,740.741	6,009.26	6,351.852	6,814.815	7,157.408	7,620.371	8,129.63	8,537.038	8,750	9,972.223	10,407.408	10,842.593	10,935.186
		豊田松平	268.519	592.593	1,120.371	1,851.852	2,111.112	3,129.63	3,407.408	3,564.815	4,203.704	4,842.593	5,268.519	5,740.741	5,935.186	6,212.963	6,546.297	7,009.26	7,351.852	7,814.815	8,324.075	8,731.482	8,944.445	10,166.667	10,601.852	11,037.038	11,129.63
豊田東ジャンクション	314.815	592.593	907.408	1,444.445	2,166.667	2,435.186	3,453.704	3,722.223	3,842.593	4,435.186	5,074.075	5,500	5,972.223	6,166.667	6,435.186	6,777.778	7,240.741	7,583.334	8,046.297	8,555.556	8,962.963	9,175.926	10,398.149	10,833.334	11,268.519	11,361.112	

㈱　供用されていない区間の料金の額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

③　消費税及び地方消費税の転嫁にかかる料金調整措置

イ　対距離制区間の消費税率を乗じた額、首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額が10,000円を超える場合には、①イ(ハ)ハ)、②ヘ及び②トの規定にかかわらず、対距離制区間の消費税率を乗じた額、首都圏中央連絡自動車道の消費税率を乗じた額又は東海環状自動車道の消費税率を乗じた額を切り捨てにより、100円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ロ　別添４の(A)に掲げるインターチェンジ相互間、均一制区間又は一般有料道路のうち、平成26年３月31日以前に供用されている区間について、①イ(ハ)ニ)、①ロ又は②に定める方法により算出した額と、平成26年３月31日時点の料金の額（以下「従前の額」という。）との差額が20円以上となる場合には、従前の額を1.05で除した額に消費税率を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額を適用するものとする。

ハ　区間料金制区間の普通車の料金のうち、料金の額が620円となる区間については、①ハの規定にかかわらず、610円を適用するものとする。

④　料金算定の特例

イ　複数経路の場合

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、２倍を超える経路を走行した場合には走行経路に基づき①、②及び③に定める方法により算出した額とし、２倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比は、別添３及び別添５に定めるキロ程により算出するものとする。

ロ　周回走行の場合

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額は、次の計算式により算出するものとする。

（Ａ＋Ｐ）×Ｃ

㈱　この式において、Ａ、Ｐ、Ｃは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ａ：①イ(ハイ）Ｃのキロ程に基づき①及び③に定める方法により算出した額（単位：円）

Ｐ：伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道の料金の額（単位：円）

Ｃ：周回走行回数

⑤　料金調整

イ　通行止めに伴う料金調整

対距離制区間、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道において、最初に流入したインターチェンジをＡインターチェンジ、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをＢインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる再流入インターチェンジをＣインターチェンジ、再流入した後の最終流出インターチェンジをＤインターチェンジとし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由としてＡ、Ｂ、Ｃ各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車が、順方向に走行し、Ｄインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したＣインターチェンジからＤインターチェンジまでの区間の料金の額について、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する（料金調整後の料金の額が０円を下回る場合には、当該Ｃインターチェンジからインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。以下同じ。）。

ＡＤ－（ＢＤ－ＣＤ）－ＡＢ

ただし、通行止めによって連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、Ａインターチェンジから Ｂインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D'インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合は、全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

｜ＡＤ'－ＢＤ'｜＋ＣＤ'－ＡＢ